備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間にＡ４判又は8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。Ａ４判用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。表２において同じ。

２　Ａ３判の用紙に対応可能な製品（幅が275㎜以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。表２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表２及び表３において同じ。

表２　カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

| 製品速度（ipm） | 基準（kWh） |
|---|---|
| ipm≦10 | ≦1.3 |
| 10＜ipm≦15 | ≦0.06×ipm＋0.7 |
| 15＜ipm≦30 | ≦0.15×ipm－0.65 |
| 30＜ipm≦75 | ≦0.2×ipm－2.15 |
| 75＜ipm | ≦0.7×ipm－39.65 |

表３　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

| スリープへの移行時間 | 基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力 | 待機時消費電力 |
|---|---|---|
| ５分 | ≦0.6W | ≦0.5W |

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表４の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表４　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

| 追加機能の種類 | 接続の種類 | 最大データ速度ｒ（Mbit／秒） | 詳　　細 | 追加機能許容値（W） |
|---|---|---|---|---|
| インターフェース | 有線 | ｒ＜20 | 例：ＵＳＢ１.x、ＩＥＥＥ488、ＩＥＥＥ1284／パラレル／セントロニクス、ＲＳ232Ｃ | 0.2 |
| | | 20≦ｒ＜500 | 例：ＵＳＢ２.x、ＩＥＥＥ1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット | 0.4 |
| | | ｒ≧500 | 例：ＵＳＢ３.x、１Gbイーサネット | 0.5 |
| | | 任意 | 例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ | 0.2 |
| | ファックスモデム | 任意 | ファクシミリと複合機のみに適用 | 0.2 |
| | 無線、無線周波数（ＲＦ） | 任意 | 例：ブルートゥース、802.11 | 2.0 |
| | 無線、赤外線（ＩＲ） | 任意 | 例：IrDA | 0.1 |
| コードレス電話機 | 該当なし | 該当なし | コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、１回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。 | 0.8 |
| メモリ | 該当なし | 該当なし | 画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、ＲＡＭに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。 | 0.5／ＧＢ |
| スキャナ | 該当なし | 該当なし | 複合機及び複写機にのみ適用<br>例：冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）あるいは、発光ダイオード（ＬＥＤ）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（ＨＣＦＴ）、キセノン又は管状蛍光灯（ＴＬ）技術等のＣＣＦＬではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、１回のみ適用される）。 | 0.5 |
| 電源装置 | 該当なし | 該当なし | 標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。 | 0.02×（Pout－10.0） |
| タッチパネルディスプレイ | 該当なし | 該当なし | モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。 | 0.2 |
| 内部ディスクドライブ | 該当なし | 該当なし | ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。 | 0.15 |

備考）　追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

⑵　目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－４　スキャナ

⑴　品目及び判断の基準等

| | |
|---|---|
| スキャナ | 【判断の基準】<br>①表１に示された基準を満たすこと。<br>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 |